

柏崎信用金庫と地域社会～地域との共生～

当金庫は柏崎市、刈羽郡、三島郡を中心とした地域を営業地区として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

預金積金に関する事項 (地域からの資金調達状況)

当金庫の2020年3月末の預金積金残高は931億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、みなさまから信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全に確実に気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。

貸出金に関する事項 (地域への資金供給の状況)

お客様からお預け入れいただいた預金積金に対しては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。市内及び近隣市町村内の中小企業に対し、設備資金90億円、運転資金138億円をご融資しております。また個人のお客様には住宅ローン101億円、消費者ローン42億円をご融資しております。私たちが事業を営んでいる「柏崎市」の制度資金融資の取扱状況は次のとおりです。

・事業性融資	135件	788百万円
・住宅資金	94件	429百万円

当金庫では、地元中小企業の資金ニーズに迅速にお応えする商品として、「事業者カードローン」をご提供しております。また、その他各種ローン等を取り揃えております。

- ◆貸出金残高 44,361百万円
- ◆預金に占める
貸出金の割合 47.63%

文化・社会貢献に関する事項

当金庫は地域社会の一員として、地域社会の活性化のために、文化活動に積極的に取組んでおります。

- ・文化活動
- ・環境への取り組み
- ・福祉活動
- ・地域行事への参加
- ・スポーツ振興への支援

お客様／会員

預金積金
931 億円

出資金
5.6 億円

柏崎信用金庫

常勤
役職員数 : 94人
店舗数 : 7店舗
会員数 : 6,867人
(2020年3月末日現在)

貸出金
443 億円

支援・
サービス

お客様／会員

決算に関する事項

2019年度の当金庫の業績につきましては、預金は期末残高で93,134百万円と1,969百万円の増加となり、貸出金は期末残高44,361百万円と522百万円の減少となりました。また当期純利益は52百万円となりました。

金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率につきましては、国内基準の4%を大幅に上回る12.67%となりました。

貸出金以外の運用に関する事項

余裕資金の運用残高は前年より増加しました。内訳として、預け金が1,964百万円、買入金銭債権が769百万円増加しましたが、有価証券が895百万円減少しました。

余裕資金運用残高 (52,200百万円)	
内訳 預け金	25,303百万円
買入金銭債権	1,282百万円
有価証券	25,615百万円

取引先の支援等 (地域との繋がり)

厳しい経営環境が続いている中、業績低下に苦慮しているお客様に親身になって相談・アドバイスを行うなど、経営改善のお手伝いに取り組んでおります。

また、経営者の異業種交流、経営相談の開催や、お客様相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。その他、日曜日ローンプラザを開設するなど、お客様への情報サービス・相談業務にお応えしております。

経営理念・基本方針・経営方針

〈経営理念〉

地域との共生

〈基本方針〉

「お取引先の元気に貢献する」

「地域の活力に貢献する」

〈経営方針〉

「お客様本位の課題解決型営業を追求する」

「お客様本位の業務展開から適正利益の計上に努める」

「効率性と生産性を高め少数精鋭主義に努める」

「柔軟な発想を持ち環境変化に的確に対応できる人材育成に努める」

「ガバナンスの強化と魅力ある職場づくりに努める」

信用金庫のしくみ・特質

会員制度

信用金庫は、会員制度に基づく協同組織金融機関です。したがって、株式組織の銀行とはおのずと異なる制度・運用面で独自の性格を持っています。特に、一定地域内の居住者や中小企業者を会員としており、融資対象者は原則として会員の方としています。ただし、会員以外の方の融資も一定の条件で認められています。また、預金については会員以外の方でもご利用できます。

営業地区

信用金庫の営業地区は一定の地域に限定されており、地域でお預かりした資金は融資として地域に還元されています。

監督官庁

信用金庫の監督官庁は金融庁です。金融庁では「関係法令の遵守」や「経営の健全性」等について、定期的に検査や監督を行っています。

会員資格

信用金庫の営業地区にお住まいの方、お勤めの方、事業所をお持ちの方及びその役員の方は、会員資格を有しています。

ただし、一定規模を超える事業者（個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、法人事業者で常時使用する従業員数が300人を超えかつ資本金が9億円を超える場合）は、会員となることができません。

運営

信用金庫の最高の議決機関は、会員の中から選任された総代で構成する総代会です。総代会では理事及び監事が選任され、理事・監事によって理事会及び監事會が構成されます。理事長等の代表理事は理事会で選任され、信用金庫の日常業務は理事会の決定により行われています。

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法及び同法施行規則に基づき、理事会で決議された「内部管理基本方針」に基づき、以下の施策を実施し、内部管理態勢の充実を図っております。

① 役職員の法令等遵守体制

- (1) 業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして、法令等遵守に係る「基本方針」等の策定や、不正行為等の早期発見と是正のため、「公益通報者保護規程」を策定し、法令等遵守に係る態勢整備を図っています。
- (2) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項を指示するなど、その実施状況を検証しています。

② 理事の職務執行に係る文書等保存及び管理

- (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「文書・帳票規程」に基づき適切に保存・管理しています。
- (2) 理事及び監事は、これらの文書を常時閲覧することができる体制となっています。

③ 損失の危険の管理体制

- (1) 当金庫全体のリスクを統合的に管理する部署として「総合企画部」を設置するほか、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保しています。
- (2) 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じる損害や影響を最小限に抑えるため、「コンタインジエンシープラン（危機管理計画書）」に基づいて対応マニュアルを定め、平時より実効性ある危機管理態勢を整備しています。
- (3) 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項を指示するなど、その改善状況を検証しています。

④ 理事の職務執行の効率性確保

- (1) 理事の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、理事会を定期的に開催し、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、あらかじめ常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う体制となっています。
- (2) 理事会は、全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定しています。

⑤ 監事への報告及び監事監査における体制

- (1) 監事の職務を補助する職員を配置することができ、当該職員への指揮命令は監事が行います。当該職員の人事等の決定についても、監事の同意を得ることとなっています。
- (2) 理事及び職員は、理事会及び常務会で決議された事項や当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について、直ちに監事に報告することとしています。
- (3) 監事は、監査業務執行にかかる重要な書類等を適宜閲覧し、必要に応じて理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。
- (4) 監事への報告を行った理事及び職員が不利な取扱いを受けないことを確保する体制となっています。
- (5) 監事は、理事長との定期的会合や理事会その他重要な会議への出席、内部監査部門及び会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行う体制となっています。

コンプライアンスに関する事項

① コンプライアンスの体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましては、当金庫は地元金融機関としての社会的立場から、地域社会の経済活動において、お客様はもちろん、地域社会から高い信頼を得ていくために、公共的使命という原点に立って、社会的倫理規範や価値観に沿った行動が重要であることを常に認識し、この理念のもとで業務運営を行っております。

コンプライアンスの徹底は、いわゆる金融機関の総合的なリスク管理として重要な位置付けとされているため、統括部署としてコンプライアンス室を設置し、各部室に配置しているコンプライアンス担当者とともに、法令等遵守態勢及び整備を強化しているところであります。

② コンプライアンス基本方針

当金庫は、地域金融機関として公共的使命と社会的責任を自覚するとともに、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行することで、地域社会との信頼関係を確立し、もって地域経済の発展と住民の繁栄に貢献します。

○真に社会に通用する金融機関になるには、コンプライアンスこそが最重要課題と認識します。

○金融機関において、会社を動かすのは、そこで働いている人間であり、最終的には個々の役職員が違法行為、不当な行為を行わないことが最も重要です。

○金融機関にとっては、社会的信用そのものが経営資源の基本であることを認識します。

○日常的に、法令等を遵守できる組織的態勢を構築し、それを維持・発展させ、コンプライアンスを重視する職場風土の醸成に努めます。

③ 柏崎信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

6. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。

7. 社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組みます。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

④ 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

（2）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

⑤ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、地域社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては、断固として拒絶します。

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※本方針において「反社会的勢力」とは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的行為を行う団体または個人をいいます。

※暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等の属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求等の行為要件にも着目して判断します。

⑥ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

※「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）の全文につきましては、店頭やホームページなどで公表しています。

【個人情報に関する相談窓口】

柏崎信用金庫 コンプライアンス室	電話番号：0257(24)3321	FAX：0257(22)7747	Eメール:kansa@ksbank.jp
---------------------	-------------------	------------------	----------------------

⑦ お客さま本位の業務運営に関する基本方針

柏崎信用金庫（以下「当金庫」）は「地域との共生」という経営理念にもとづいて、お客さまの安定的な資産形成を実現するために、「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

今後、役職員一人ひとりがこの基本方針にもとづいて行動し、質の高い金融サービスを提供してまいります。

1. お客さま本位の業務運営にかかる方針の策定・公表

・当金庫は、「経営理念」「基本方針」「経営方針」に則り、役職員一人ひとりが、お取引先の元気と地域活性化への貢献に向けた取組みを行います。

・当金庫は、上記の取組みを達成するため、金融庁が平成29年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全面的に採択し、「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」（以下「本方針」）を定めます。

・本方針は、当金庫の発行するディスクロージャー誌およびホームページに掲載し、公表するとともに、商品概要説明書に収納して営業店ロビー備え置きとします。

・本方針に係る取組状況は、毎年度末で確認してホームページに掲載し、公表します。

・本方針は毎年度見直しのうえ、必要があれば改正します。

2. お客さまの最善の利益の追求

・当金庫は、役職員一人ひとりが、お客さまに対して最善の利益を図る視点をもって、誠実・公正に業務を行うことで「お客さま本位の業務運営」が企業文化として定着するよう努めます。

3. 利益相反の適切な管理

・当金庫は、別に定める「利益相反管理方針」に則り、お客さまの利益が不当に損なわれることのないよう対応します。

4. 手数料の明確化

・当金庫がお客様からいただく手数料は、原則として「手数料一覧表」に掲載し、店頭備え置き、商品概要説明書による縦覧、ホームページ掲載等により公表します。

・投資信託に関する手数料については、「投資信託商品ラインアップ」等にお客さまのご負担費用を商品毎に示すなど、分かりやすい開示に努めます。

5. 重要な情報の分かりやすい提供

・当金庫は、お客さまの金融知識・投資経験・財産の状況や取引の目的をお聞きしたうえで、適切な金融商品・サービスをお客さまがご理解いただける形で提案するよう努めます。

金融ADRに関する事項(苦情処理措置・紛争解決措置等の概要)

6.お客様にふさわしいサービスの提供

- 当金庫は、協同組織の地域金融機関として、多様化するニーズを把握したうえで、お客様にとって最適な商品・サービスの提供に努めます。
- 金融商品の販売にあたっては、お客様の知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に応じた適切な商品を提供するよう努めます。

7.職員に対する適切な動機付けの枠組み等

- 当金庫では、職員一人ひとりが本方針に基づき、お客様の最善の利益の追求を第一に考えて行動するよう、継続的に職員の能力開発を行います。
- 職員に対する適切な動機づけを行い、「お客様本位の業務運営」の実現と定着を図るため、金庫内の業績評価体系等の整備に努めます。

8 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要な事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気付きの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、営業地区が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

また、中小企業のお客様の経営課題の把握・分析と主体的な取組みを促すための助言をし、経営課題を解決するための提案及び経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

2 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 態勢整備を図るために理事会等において決議した主な事項は次のとおりです。
本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定(2010年1月20日制定、2015年4月1日一部改定)、金融円滑化管理責任者の選任等(2010年1月20日)。
- 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門(融資部)は、必要に応じて隨時、融資審査方法及び与信管理方法の見直しに努めてまいります。
- 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者は、営業店の金融円滑化対応責任者と連携して顧客保護を図るための取組みを強化いたします。
- 顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行ってまいります。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施いたします。
- 顧客の事業価値を適切に見極めるための目利き能力等の向上に努めてまいります。

3 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

* なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談・ご要望及び苦情相談に対して、下記の窓口を設置しております。

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫 融資部

電話番号：0257-24-3321

① 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するために、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店またはコンプライアンス室(電話:0257-24-3321)にお申し出ください。

② 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に下記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際にはお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所」または当金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫
コンプライアンス室

電話番号：0257(24)3321

FAX：0257(22)7747

Eメール:kansa@ksbank.jp

役職員の報酬体系に関する事項

① 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1.報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法や支払時期等を規程で定めております。

2.2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	79百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。(期中に退任したものを含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

② 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

リスク管理の状況

① リスク管理の概要

1. リスク管理の基本方針

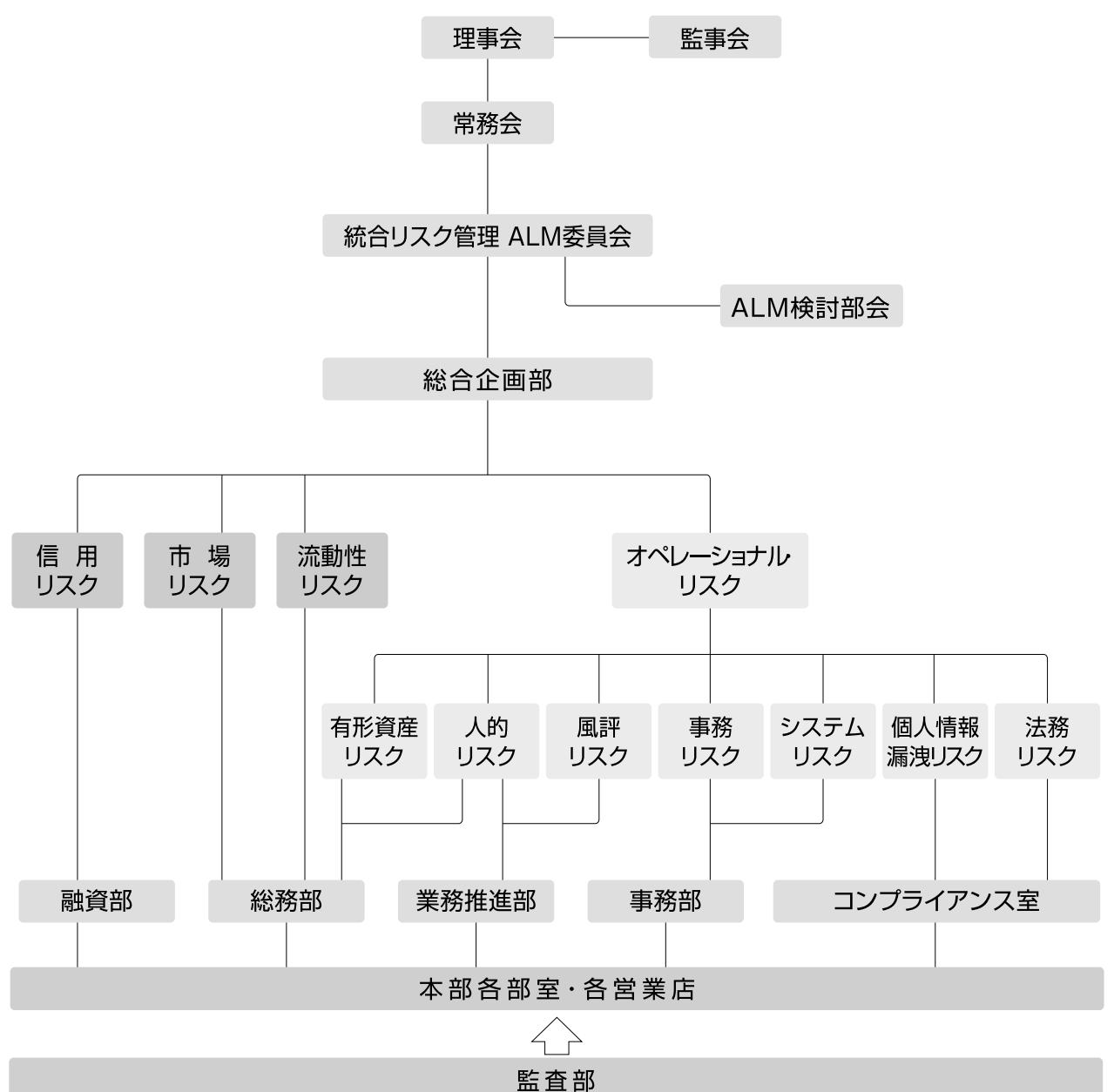
金融環境の大きな変化に伴い、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには、各種リスクの所在の認識と適切なコントロールにより、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営に直結したリスク管理体制を構築し、リスク管理の充実・強化に努めています。

また、自己責任原則に基づくリスク管理の実効性をあげるため、総合企画部を2006年10月に設置し、各リスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションル・リスク）の統合的な管理を行っています。

2. リスク管理体制の組織概要



② リスク管理の状況

信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先（貸出先等）の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産含む）の価値が減少あるいは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫は、貸出に対しては個人及び中小零細企業事業者への融資を基本とし、小口多数によるリスク分散を図るとともに、当地域の業種の特性と著しく乖離した業種偏重融資や、特定先に対する与信集中を回避するなど信用リスクの軽減に努めています。また、信用リスクを適正にコントロールするとともに、経済の変動や業種の盛衰による影響を把握し、与信ポートフォリオ管理に努めています。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことであり、主に金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等があります。

当金庫では、資金の調達・運用については、「資金運用規程」「リスク管理規程」等に基づき、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度額等を遵守し、安全性・流動性を確保しつつ収益性を高めるとともに、預金の支払に支障をきたすことのないよう支払準備資産を確保することに努めています。

また、当金庫は有価証券等の時価評価や資産・負債の現在価値、ストレス・テストによる金利リスクや価格変動リスク等について認識するとともに、仕組債等の特殊なリスク特性を持つ商品を運用する場合は、そのリスクを十分に理解のうえリスク・コントロールを行い、収益向上を目指すことを基本方針としています。

金利リスク

[リスク管理の方針及び手続の概要]

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB:Interest Rate Risk in the Banking Book）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しております。将来収入への影響については、△NIIやNIIを用いております。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、統合リスク管理ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っております。

(3) 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っております。報告は毎月統合リスク管理ALM委員会に行っておりますが、市況急変時には臨時統合リスク管理ALM委員会を開催し、金利リスク削減の検討を行います。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

【金利リスクの算定手法の概要】

(1) 開示事項に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算定基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要度が低いと判断した通貨については計測対象外としております。

⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

割引金利にスプレッドは含めていますが、△EVE及び△NII計算時にはスプレッド変動は考慮しておりません。

総代会に関する事項

⑦内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前年度と同様の方法で算出しております。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しております。

(2) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

△EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、一定のシナリオに基づく金利変動およびVaRとしております。

②金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点)

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、パックテストの実施やストレステストを用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、市場流動性リスクと資金繰りリスクを言います。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引が不能になったり、通常よりも著しく不利な取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる損失を被るリスクをいいます。

役職員は資金繰りに支障をきたせば、経営破綻に直結し、地域経済および金融システム全体に重大な影響が及ぶ恐れがあることを十分認識し、適切な資金繰り管理を行っております。

また、危機時における対応策については、理事会承認による「コンテンジエンシープラン:流動性リスク危機管理マニュアル」により、適切な対応を行うことに努めております。

オペレーションル・リスク

「オペレーションル・リスク」とは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象等から生じる損失に係るリスクのことであり、リスク要因は広範に存在しておりますが、主に「事務リスク」「システム・リスク」「個人情報漏洩リスク」等があります。

[リスク管理の方針及び手続きの概要]

当金庫では、オペレーションル・リスクについて、特に、事務リスクとシステム・リスクを重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理規程を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な監査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

オペレーションル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しており、一連のオペレーションル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理ALM委員会に報告するとともに、必要に応じて理事会、常務会など、経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

[オペレーションル・リスク相当額及びその算出に使用する手法の名称]

当金庫は基礎的手法を採用しております。

過去3年間の平均粗利益(債券5勘定戻調整後)×15% (単位:百万円)

2019年度オペレーションル・リスク量	165
---------------------	-----

総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がとても多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善を取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

・総代の任期は3年です。

・総代の定数は、70人以上100人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

なお、2020年3月末日現在の総代数は79人で、会員数は6,867人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

① 資格要件

・当金庫の会員であること

② 適格要件

・地域における信望が厚く、総代としてふさわしい者であること

・良識をもって正しい判断ができる者であること

・人格、見識にすぐれ、健康で金庫の発展に寄与できる者であること

・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫に協力的な者であること

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

会員

① 総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する。

② 選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考する。

③ 総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

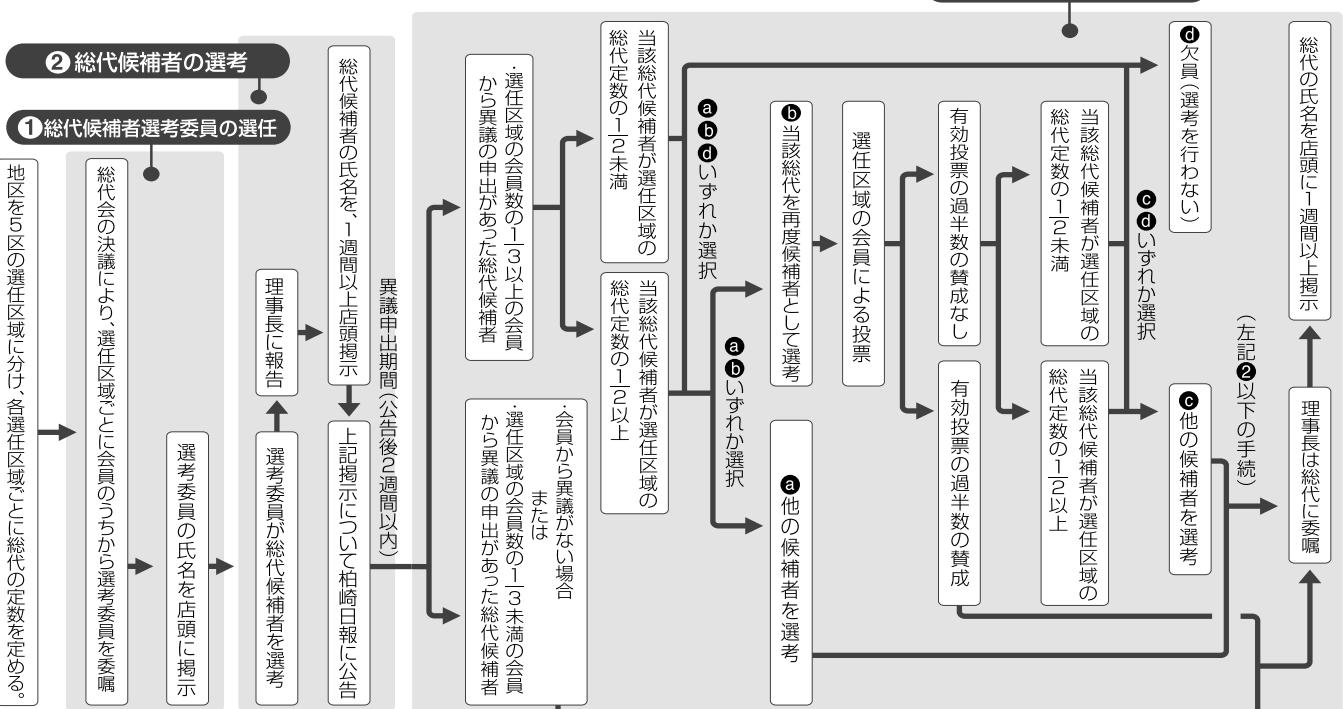
総代会

会員の総意を適正に反映するための制度

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

総代が選任されるまでの手続について

③ 総代の選任



第76回通常総代会の決議事項

第76回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり決議されました。

記

1. 報告事項

第96期(2019年4月1日から2020年3月31日)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告を行いました。

2. 決議事項

第1号議案 第96期(2019年度) 剰余金処分計算書(案)の承認の件

総代の氏名等

◆第1区【柏崎市内の信越本線(北条～鯨波間)の南側地域】20人

敬称略(五十音順)
(2020年6月30日現在: 79名)

阿部 正光	3	有坂 順之祐	1	五十嵐 崇	1	池嶋 和久	2	今井 正子	5
上森 一利	5	大塚 秀一	1	加治 正幸	2	神林 正	4	杵渕 千尋	8
小林 良一	4	高橋 正継	4	田邊 正男	4	綱島 浩	8	中村 藤浩	9
春川 瞳子	2	広瀬 和美	7	細山 勝弘	3	三井田 勝毅	1	吉田 イシ	5

◆第2区【柏崎駅通りから国道352号に至る西側及び信越本線(北条～鯨波間)の日本海側地域】8人

青木 宏彰	6	伊藤 達栄	1	桑山 雄	6	小林 市郎	3	小林 英介	5
萩野 隆志	9	村山 勇時	4	山浦 明	2				

◆第3区【柏崎駅通りから国道352号に至る東側及び越後線の日本海側地域】17人

青木 利道	4	飯田 徹	1	池田 知明	2	石川 真理子	5	伊部 浩明	5
小田 一郎	12	小田 茂明	11	桜井 吉紘	6	佐藤 行雄	3	品田 優	4
柴野 長一	4	高橋 義信	12	難波 悟	2	布川 元保	6	宮田 康雄	13
横村 尚人	1	吉田 孝継	3						

◆第4区【柏崎市内の信越本線柏崎駅までの北東側及び越後線の南側地域】22人

阿部 尚義	1	阿部 健志	4	石塚 節子	4	石塚 佳史	4	井比 茂	1
太田 正昭	3	小林 幸一	7	小林 勝	5	須田 哲弘	4	田村 直敏	2
徳間 昭則	1	西山 孝行	2	春口 一也	2	前川 修	1	三井田 幸一	6
三井田 則雄	3	三浦 洋子	3	矢代 健治	4	柳 強	3	山崎 敏明	9
山田 幸弘	4	横田 良英	4						

◆第5区【第1区から第4区の地域以外の全地域】12人

伊藤 盛一	6	小黒 秀樹	3	小室 正明	1	澤田 国一	1	三宮 徳保	2
関井 忠和	3	立川 正好	7	田中 茂	4	土佐 邦夫	6	永井 義行	3
庭山 英昭	3	平澤 文康	3						

※氏名の後の数字は総代への就任回数

総代の属性別構成比

職業別 ◆法人・法人代表者…91.25% ◆個人事業主…6.25% ◆個人…2.50%

年代別 ◆70歳代以上…34.18% ◆60歳代…36.71% ◆50歳代…25.32% ◆40歳代…3.79%

業種別 ◆卸・小売業…24.05% ◆建設業…20.25% ◆建築業…17.72% ◆製造業…16.46%

◆サービス業…10.13% ◆不動産業…3.79% ◆印刷業…1.27% ◆飲食業…1.27%

◆金融業…1.27% ◆その他…3.79%

(2020年6月30日現在)

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。